

設置する学校に係る部活動の方針

令和 6 年 5 月

芸西村教育委員会

目 次

はじめに	2
第1 「設置する学校に係る部活動の方針」策定の趣旨	3
第2 新たな部活動に向けての部活動方針	3
1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営	3
2 適切な部活動の運営のための体制整備	4
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
4 適切な休養日等の設定	6
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	7
6 地域の関係団体等との関わり	8

はじめに

- 学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の顧問（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本村のスポーツや文化等の振興・発展の基盤を担っている。
- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。また、部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されている。
- 本村の部活動は、長年にわたり部顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力や技能等の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協働する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っている。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が困難になってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においては、本村の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤や芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものとして、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられていることから、「運動部以外の全ての部活動」を、以下、「文化部活動」と表記する。

第1 「設置する学校に係る部活動の方針」策定の趣旨

- 「設置する学校に係る部活動の方針」（以下、「部活動方針」という。）は、本村における公立中学校段階の部活動を主な対象とし、高知県部活動ガイドラインに則り、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指すものである。

- ◇ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
 - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。
 - ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ◇ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- ◇ 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。
- ◇ 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

第2 新たな部活動に向けての部活動方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

- ◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するもの

であることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会や体育・部活動後援会総会、ホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。
- イ 部活顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、活動実績及び毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を別添「年間活動計画及び活動実績」、「毎月の活動計画及び活動実績」等を参考に作成し、校長に提出する。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒及び教員の数、部顧問、外部指導者等の状況を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。また各部活動に顧問教員が原則複数人数配置できる部活動数とする。
- イ 校長は、教師を部顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 部顧問は、学校の教育目標に基づき、部の指導方針や目標を明確にする。また、生徒の実態を把

握し、技術指導や部の運営、生徒の生活指導等を行う。また、勝利至上主義的な考え方に陥らず、生徒が自ら進んで運動や文化的な活動に親しむ資質や能力の育成に努める。

オ 学校は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知し、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営する体制を構築する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部顧問は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。

村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問は、本県の「運動部活動指導者ハンドブック」や「国のガイドライン」の2（2）アによって作成された中央競技団体又は学校部活動に関する各分野の関係団体等によって作成された指導手引を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

※『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』より抜粋

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

（2）部活動用指導手引の普及・活用

ア 中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成し、指導実態や状況の変化に応じた必要な見直しを行う。

（3）学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

ア 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導を原則とする。

イ 村教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導者の活用に努める。

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週

末を含む）は3時間程度（週 11 時間程度）とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 活動時間については、移動を含まない実際に活動した時間とする。
- 合同チームについては、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日の両日に活動し、平日に2日以上休養日を設定することが可能である。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。
 - ・活動時間は週 11 時間程度とする。
 - ・同じ顧問が土日とも指導することがないように、別の顧問が指導する体制を整える。
 - ・大会前等の期間（1ヶ月半程度）を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
 - ・生徒、教員ともに負担とならないよう配慮すること。

なお、拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とすることができる。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体で部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 校長及び部顧問は、部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

ウ 村教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 地域の関係団体等との関わり

ア 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 村教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

ウ 村教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。